

(仮称) 葛飾区夢と誇りあるふるさと葛飾基金条例について

1 目的

これまで、区に寄せられた寄附金は、一般財源として活用してきたため、寄附者の意向に沿った支出に充当したということが会計上明らかでないという課題があった。このため、寄附された寄附金を基金に積み立てることにより、会計上の区分を明らかにすることとする。

したがって、寄附者の意向を具体化する財源とし活用するため、仮称「葛飾区夢と誇りあるふるさと葛飾基金」を創設するもの。

2 概要

(1) 積立て

積み立てる額は、寄附された寄附金の額の範囲内で、一般会計歳入歳出の予算で定める額とする。

(2) 運用益金の処理

基金からの運用益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(3) 処分

上記目的を達成するために必要があると認める場合に限り、処分することができる。

3 予算措置

第1回定例会に補正予算として計上予定

(平成22年度中に受け入れた寄附3件、金額1千6百万円)

4 施行期日 (予定)

公布の日から施行